

A I チャット相談システム構築及び運用保守業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 企画提案コンペの目的

三重県教育委員会では、近年、不登校児童生徒数が急増しているなかで、児童生徒だけではなく保護者の支援も急務となっている。「相談窓口で専門の方に話すのは気が引ける」、「誰かに話を聞いてほしいけど、身近に話せる人がいない」といった悩みを抱える保護者が相談しやすい仕組みを検討してきた。

保護者がいつでも気兼ねなく相談できる環境を整え、心理的な負担を軽減し、相談内容によっては、電話相談窓口などの専門的な相談機関を案内するなど、A I チャットを活用した相談モデル事業を行うものとする。

については、A I チャット相談システムの構築及び運用保守業務委託（以下、「本事業」という。）を行うにあたり、民間事業者のシステム構築及び運用保守に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、企画提案コンペを実施し業務を委託する。

2 企画提案コンペの内容

- | | |
|-----------|--|
| (1) 委託業務名 | A I チャット相談システム構築及び運用保守業務委託 |
| (2) 契約期間 | 契約日から令和9年3月25日（木）までとする。 |
| (3) 契約上限額 | 2,013,000円（消費税及び地方消費税を含む） |
| (4) 内容 | 【別添】A I チャット相談システム構築及び運用保守業務委託仕様書を参照のこと。 |

3 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 参加者資格
 - ・当該企画提案コンペにかかる契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

4 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 企画提案者が同一事項のコンペに対して二つ以上の提案をしたとき。
- (3) 企画提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実を反する申し込みや提案に際して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 見積書（税込）の金額、住所、名前、若しくは重要な文字に誤謬・脱漏があったとき、又は認識しがたい見積り又は金額を訂正した見積りをしたとき。
- (6) 提出書類が提出期限を超えて提出されたとき。
- (7) その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき又は企画提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

5 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、申請書に虚偽の記載があった場合など、参加資格がないと認めた場合にのみ、企画提案コンペ参加申込者あて通知する。

参加資格確認結果通知日：令和8年5月1日（金）

6 企画提案コンペの実施方法

この企画提案コンペ参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する『AIチャット相談システム企画提案コンペ選定委員会』において、書類審査及びプレゼンテーションにより審査を行い、総合的に評価して最優秀提案を選定する。

7 企画提案コンペ参加者に求められる義務

(1) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）・・・・・・・・1部

※ 「登記簿謄本」等の添付書類（コピー可）も提出してください。

※ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状（第2号様式）も1部添付してください。

◎ 企画提案コンペ参加資格確認申請書（※を含む）の提出期限

令和8年4月21日（火）

イ 企画提案書・・・・・・・・10部

内部に社名を記載しないものとし、表紙に社名を記載したものを1部、記載しないものを9部提出してください。原則A4版・両面印刷・文字サイズ10ポイント以上で作成し、下記の項立てで記載してください。（長辺側を綴じてください）。

なお、企画提案書には、必ず下記の全ての事項について実際に履行可能な内容を記載してください。

① システムの性能及びスケジュール

企画コンペの目的に合うシステムを、どのように構築していくのかを記載してください。

② 危機管理についての対応

緊急事態や不測の事態に対する体制及び対応、事業全体を通して想定されるリスク（漏洩や苦情・訴訟等）に対する未然防止及び再発防止のための方策について記載してください。

③ 業務推進体制

業務の実施にあたって、責任者・主担当者の役割及び連絡先を明確にすること。

④ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格ISMS認証を取得している場合は、証明できるものを提出してください（コピー可）。

⑤ その他

上記以外で目的に応じた独自提案がある場合は具体的に記載してください。

◎ 企画提案書の提出期限

令和8年5月11日（月）17時まで（必着）

ウ 見積書・・・・・・・・10部（正1部、写9部）

※ 見積書には、見積金額の合計を記載するとともに、その内訳を示すこと。なお、本事業の契約上限額については2（3）に示しています。

※ 「写9部」については、「□□会社」等、企業名が特定されないよう記載してください。

※ 見積価格は、消費税及び地方消費税抜きの価格としてください。

◎ 見積書の提出期限

令和8年5月11日（月）17時まで（必着）

エ 提案事業者の概要書・・・・・・10部（正1部、写9部）

※ 「写9部」については、「□□会社」等、企業名が特定されないよう記載してください。

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革、提案理由等を簡潔に記載したもの

◎ 提案事業者の概要書の提出期限

令和8年5月11日（月）17時まで（必着）

(2) 提出場所 〒514-0007

三重県津市大谷町12番地

三重県教育委員会事務局 生徒指導課 不登校支援班

(3) 提出方法 上記提出場所に持参、郵便又は民間事業者による信書便での送付に限ります。

(4) 受理の確認

企画提案資料を郵便又は民間事業者による信書便にて送付する場合は、必ず提出期限までに電話にて、担当部局宛て受理の確認をしてください。

8 最優秀企画提案の選定・評価方法

(1) 選定方法

企画提案コンペ（プレゼンテーション）

(2) 提案内容の評価

提出のあった企画提案書をもとにプレゼンテーションを実施し、以下の項目について個々に評価を行う。

ア 会社の業務実績（20点）

- ・ システム構築や運用保守業務の実績があるかどうか。
- ・ 上記の実績は信頼性のあるものであったか。

イ セキュリティ要件（20点）

- ・ 外部からのアクセスに対するセキュリティ対策は万全か。
- ・ 攻撃等にあったときの対応手順が明確になっているか。
- ・ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格 I SMS 認証を取得しているか。

ウ システムの性能（40点）

- ・ 保護者が不登校について相談しやすいようなAIシステムになっているか。
- ・ 不登校の相談窓口につながるように案内できているか。
- ・ パソコン・スマートフォン・タブレットの端末ごとに、表示内容が最適な状態となるようにレイアウトを調整しているか。
- ・ アクセスした利用者が分かりやすく快適に情報を入手できるようなウェブサイト構成となっているか。
- ・ 独自の提案内容が優れているか。

エ 業務推進体制・その他（10点）

- ・ 事業全体を通して想定されるリスク（情報漏洩やバグの修正等）を最小化するための方策を講じているか。
- ・ 緊急事態や不測の事態に対応するための体制を整えているか。
- ・ セキュリティ対策以外の業者の独自提案は、有効なものであるのか。

オ 経済合理性（10点）

- ・ 提案内容は、費用対効果の観点から適切な内容となっているか。また、見積額や積算内訳は適当か。

(5) プレゼンテーションの実施

- ア 日 時：令和8年5月13日（水）10時から
イ 場 所：三重県総合教育センター科学講義室（三重県津市大谷町12番地）
ウ 内 容：提出された企画提案書に基づいたプレゼンテーションを行うこと。プレゼンテーションの時間は、1者あたり25分（説明15分、質疑10分）以内とする。
※オンラインを活用することもできます。

エ その他：

- ・ 出席者は3名以内。
- ・ 提案者が多数あった場合には、選定委員会において事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者程度選定したうえで、当該優秀提案者のみによるプレゼンテーションを実施するものとする。
- ・ 提案者が多数の場合の書類審査の結果については、すべての提案者に対し、令和8年5月12日（火）までに電子メールまたは電話により通知する。

(6) 選考結果の通知

- ア 日 時：令和8年5月18日（月）（予定）
イ 選考結果：最優秀提案者が決定した後、すべての提案者に対して電子メールまたは電話により結果を通知するとともに、三重県HPにより公開する。

9 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者との契約締結時には、下記の書類が各1部必要になるので留意すること。

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3・未納税額のない証明用）（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し。
- (2) 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し。
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、その契約を履行した実績の有無を示す証明書（契約保証金免除の適否を判断するため）。

10 企画提案書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付期間
令和8年4月17日（金）正午まで
- (2) 質問の提出
当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由、ただし規格はA4判とする。）にて行うものとし、担当部局あて持参、ファクシミリ、メールのいずれかの方法で提出すること。ファクシミリ、メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。
なお、質問文書には、組織名の他、回答を受ける担当窓口の部署名、氏名、電話及びファクシミリ番号、メールアドレスを明記すること。
- (3) 質問の内容
原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに限るものとし、以下の項目に関する質問は受け付けることはできない。
 - ・ 他の応募者からの提案書提出状況
 - ・ 積算に関する内容
 - ・ 採点に関する内容
- (4) 質問に対する回答
令和8年4月20日（月）に原則三重県ホームページに掲載する。

11 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

12 知的財産権の帰属

- (1) 本調達における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て三重県に帰属するものとする。
- (2) 三重県は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾することができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により三重県がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。
- (3) 納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に三重県の承諾を得ることとし、三重県は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら三重県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、三重県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (4) 本システムに関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、システムの運用が開始された日以降、受託者から三重県に移転するものとする。
- (5) 受託者は三重県に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。
- (6) 受託者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 通報等の義務
受注者が契約の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 通報を怠った場合の措置

委託者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 契約方法に関する事項

- (1) 地方消費税又は県税に未納がある場合、契約を締結することができません。
- (2) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨てます）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- (5) 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (6) 契約は、三重県教育委員会事務局生徒指導課において行います。

16 その他

- (1) 企画提案に要する費用の負担
提案者の負担とする。
- (2) その他特記事項
 - ア 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
 - イ 提出のあった提案資料については、返還しない。
 - ウ 提出された提案資料については、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき情報公開の対象となる。
 - エ この案件は、契約書による契約締結が必要である。
 - オ その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。

17 担当部局

〒514-0007 三重県津市大谷町12番地
三重県教育委員会事務局生徒指導課 不登校支援班 伊藤 貴史
電話 : 059-213-6611
メール : seishi@pref.mie.lg.jp